

尼崎市建築基準法第56条の2第1項ただし書許可包括同意基準

尼崎市建築審査会

第1 趣旨

この基準は、建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可（以下、「日影の許可」という。）にかかるもののうち、許可申請にかかる建築物の日影の影響が軽微であり、かつ、形式的審査のみによって判断することが可能な場合にあらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

第2 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合しているものは、建築審査会の同意があったものとして処理する。

第3 適用の範囲

この基準は、日影の既存不適格建築物が存する敷地内又は日影の許可をした敷地内における増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替（以下「増築等」という。）を行う場合で、次に掲げる各号のいずれかに該当するものに限り適用する。

- (1) 計画建築物の高さが、建築基準法第56条の2第1項に定める平均地盤面からの高さ以下（別表第4（は）欄各項）のもの。
- (2) 計画建築物により生じる真太陽時の午前8時から午後4時までの各時間における日影が敷地内のみに生じるもの。
- (3) 計画建築物により生じる真太陽時の午前8時から午後4時までの各時間における日影が日影規制の対象区域外のみに生じるもの。

第4 特定行政庁の許可

特定行政庁の許可にあたっては、建築計画の内容の審査時に、増築等に併せて不適格な日影部分を是正することの可否、及び周囲の住環境を害するおそれがないか否か等についても留意の上、許可するものとする。

第5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準により日影の許可をした場合は、速やかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

（施行期日）

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。